

船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号。以下「条例」という。）及び船橋市債権管理条例施行規則（平成23年船橋市規則第78号。以下「規則」という。）に規定する市税及び強制徴収公債権の回収を一元化するために必要な事務の取扱いについて定めるものとする。

(強制徴収公債権に係る回収業務の移管)

第2条 所管課長（強制徴収公債権を所管する課長をいう。以下同じ。）は、所管する強制徴収公債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、債権管理課長と協議の上、滞納者に対し催告書兼回収業務移管予告通知書（第1号様式）により予告をし、回収業務を債権管理課に移管するものとする。

- (1) 当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち滞納金額が高額であるもの
- (2) 当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち消滅時効に近いもの
- (3) 分割による納付の不履行を繰り返しているもの
- (4) 再三の催告にもかかわらず所管課に納付に関する連絡が一切ないもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、納付の意思がないと認められるもの

2 前項の規定により債権管理課に移管された強制徴収公債権に係る滞納者について、移管された強制徴収公債権以外にも強制徴収公債権について滞納がある場合は、当該強制徴収公債権に係る回収業務についても債権管理課に移管する。ただし、所管課において既に分割による納付を履行しており、かつ、1年以内に完納となる見込みがある場合等は除く。

3 滞納処分等その他の事由により回収業務の移管が必要であると債権管理課長が認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、所管課長は債権管理課に移管することができる。

4 第1項に規定する移管は、次に掲げる当該強制徴収公債権に係る事項を記載した書面に関係書類を添えて行うものとする。

- (1) 滞納者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 滞納者の個人コード
- (3) 債権名及び金額
- (4) 債権発生年度及び納期限
- (5) 督促状発送日及び時効予定日
- (6) 折衝情報
- (7) その他必要があると認める事項

5 所管課長は、第1項の規定により移管をした場合は回収業務移管決定通知書（第2号

様式)により、第3項の規定により移管をした場合は回収業務移管決定通知書(第3号様式)により滞納者に対し、当該強制徴収公債権の回収業務を債権管理課へ移管した旨及び当該強制徴収公債権以外にも市の債権について滞納があった場合はその債権の回収業務についても債権管理課へ移管する旨の通知をしなければならない。

(滞納処分等)

第3条 前条第1項から第3項までの規定により債権管理課に移管された強制徴収公債権に係る滞納者(以下「移管滞納者」という。)に係る条例第8条第1項に規定する滞納処分及び同条第2項に規定する徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止は、債権管理課において行う。

(交付要求)

第4条 債権管理課長は、交付要求を行うときは、その旨を所管課長に通知するものとする。

(時効の完成猶予及び更新)

第5条 債権管理課長は、第2条第1項から第3項までに規定する移管をした強制徴収公債権(以下「移管債権」という。)について、時効の完成猶予及び更新の事由が生じたとき、又は時効の完成猶予及び更新の事由が消滅したときは、その旨を速やかに所管課長に通知するものとする。

2 所管課長は、前項の通知があったときは、当該移管債権に係る時効の完成猶予及び更新を行うものとする。

(充当等)

第6条 債権管理課長は、移管債権について、滞納処分により徴収したときは地方税法第14条の5の規定により配当又は充当をし、交付要求の配当により徴収したときは同条の規定により充当をする。

2 数個の債務を負担する移管滞納者が自主的に納付をした場合において、その納付した額がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、移管滞納者は、民法(明治29年法律第89号)第488条第1項の規定により充当すべき債務を指定することができる。

3 移管滞納者が前項の規定による指定をしないときは、債権管理課長は、民法第488条第2項の規定により充当すべき債務を指定する。この場合において、債権管理課長は、同法第489条各号の定めるところに従い充当すべき債務を指定するものとする。

(滞納処分の解除)

第7条 所管課長は、移管債権について調定額の変更等により滞納処分を解除する必要があるときは、速やかに債権管理課長に報告しなければならない。

2 債権管理課長は、前項の規定による報告を受けたときは、滞納処分を解除しなければならない。

(回収業務の完了等)

第8条 債権管理課長は、移管債権について、徴収等により当該債権が消滅したとき、又

は滞納処分の実行を停止したときは、回収業務が完了したものとして所管課に当該債権に係る回収業務を返還するものとする。この場合において、債権管理課長は、所管課長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により返還した以外の移管債権については、翌年度以降においても債権管理課において回収業務を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、債権管理課長は、所管課長との合意に基づき、移管債権を所管課に返還できるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、債権管理課長と所管課長で協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

船 第 号
年 月 日

様

船橋市長

〇〇〇〇〇催告書兼回収業務移管予告通知書

年 月 日現在、あなたの〇〇〇〇〇は、別紙滞納明細のとおり完納されておられません。

滞納されていない方との公平を期すためにも、これ以上の猶予はできませんので、下記指定期日までに、滞納全額をご納付下さい。

なお、下記指定期日までに、完納または完納が見込める納付計画のご提示が無い場合は、収納業務を、「税務部債権管理課」へ移管することを本通知にて予告いたします。

指定期日 年 月 日

※ 納付書を紛失している場合は、再発行しますので、ご連絡下さい。

※ 本通知書の受領前に納付済みの場合は、行き違いとなりましたことをご容赦下さい。

債権管理課での収納業務

- 1 債権管理課は、国税徴収法に基づき勤務先や金融機関等に対して財産調査を行い、差押処分（給与差押、預金差押等）を含めた収納業務を行っています。
- 2 差押処分とは、国税徴収法第47条に基づき、財産の処分を禁止し、これを公売や取立できる状態にする強制執行です。
- 3 〇〇〇〇〇以外にも公債権の滞納がある場合は、合わせてご納付下さい。〇〇〇〇〇が債権管理課に移管されると、原則として他の滞納公債権も債権管理課に移管されます。

※対象公債権

市税・国民健康保険料・保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金など

『お問合せ先』 船橋市 部 課

係（班）

電話番号

第2号様式

船 第 号
年 月 日

様

船橋市長

〇〇〇〇〇〇回収業務移管決定通知書

あなたに対し 年 月 日付けで「〇〇〇〇〇〇催告書兼回収業務移管予告通知書」を送付いたしましたが、残念ながら指定期日までに完納の確認が取れませんでした。

つきましては、あなたに対する〇〇〇〇〇〇回収業務が、 年 月 日より、 部 課から「税務部債権管理課」へ移管されたことを通知いたします。

なお債権管理課では、今後、あなたの勤務先や取引金融機関等に対して財産調査をし、国税徴収法第47条に基づく差押処分（給与差押、預金差押等）を執行いたします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・この通知書を受け取った際は、債権管理課（本庁舎2階 電話番号047-436- ）までご連絡下さい。・本通知書の受領前に完納済みの場合は、行き違いとなりましたことをご容赦下さい。 |
|--|

※〇〇〇〇〇〇以外にも公債権の滞納がある場合には、その滞納公債権の取扱いは、原則として債権管理課へ移管となります。

（対象公債権）

市税・国民健康保険料・保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金など

『お問合せ先』

船橋市湊町2丁目10番25号（本庁舎2階）
船橋市税務部債権管理課 係
電話番号047-436-

（この通知の発送元）

船橋市 課 係（班）
電話番号

第3号様式

船 第 号
年 月 日

様

船橋市長

〇〇〇〇〇回収業務移管決定通知書

あなたの滞納〇〇〇〇料につきましては、再三催告を行ってまいりましたが、残念ながら、未だ完納されていません。

つきましては、あなたに対する〇〇〇〇〇回収業務が、 年 月 日より、 部 課から「税務部債権管理課」へ移管されたことを通知いたします。

今後の納付に関する相談等は債権管理課にてお願いいたします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・この通知書を受け取った際は、債権管理課（本庁舎2階 電話番号047-436- ）までご連絡下さい。・本通知書の受領前に完納済みの場合は、行き違いとなりましたことをご容赦下さい。 |
|--|

※〇〇〇〇〇以外にも公債権の滞納がある場合には、その滞納公債権の取扱いは、原則として債権管理課へ移管となります。

（対象公債権）

市税・国民健康保険料・保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金など

『お問合せ先』

船橋市湊町2丁目10番25号（本庁舎2階）
船橋市税務部債権管理課 係
電話番号047-436-

（この通知の発送元）

船橋市 課 係（班）
電話番号